

## 出産育児一時金等関係の現制度からの変更点の概要

**I 直接支払制度について**

## 1. 従来の直接支払制度からの主な変更点

## (1) 事務手続の簡素化

## ア 妊婦等へ発行する明細書・領収書について

(従来) 医療機関等から被保険者等へ発行する明細書・領収書については、直接支払制度の利用の有無に関わらず、専用請求書と同様の費用内訳が必要。

(変更点) 直接支払制度を利用する場合は、明細書に、①出産年月日、②出産児数、③入院実日数、④合計額及び代理受領額、⑤合計額及び代理受領額が専用請求書と相違ない旨を記載。その他費用内訳は医療機関等の任意。ただし、妊婦等の求めに応じて、費用内訳を明らかにした明細書の手交に努める。

直接支払制度を利用しない場合は、領収書に、「直接支払制度を利用していない旨」を記載。その他費用内訳は医療機関等の任意。

## イ 専用請求書について

(従来) 保険者ごとに、1枚につき、妊婦3名分を記載。

(変更点) 1枚につき、妊婦1名分を記載。また、各費用内訳に記載すべき内容について、助産所における業務も明確化。

## (2) 支払の早期化

支払の早期化については、診療報酬の早期化について調整中であり、具体的内容が決まり次第、改めて実施要綱を改正することとし、その旨を明記。

(3) 健保法106条等に係る支給調整について、保険者間での調整の仕組みが決まり次第、改めて通知することが明記された。

## 2. 経過措置等

(1) 旧制度における専用請求書を、平成23年9月までの半年間は、使用できることとされた。

(2) 平成23年4月以降の出産が対象となるが、それ以前の出産についても、平成23年4月以降申請等の手続きを行う場合は、新制度に基づいて行うことができることとされた。

(3) 直接支払制度を導入する医療機関等における出産であっても、制度を利

用するかどうかは妊婦等の希望によるものであることを明示された。

- (4) 直接支払制度の導入が医療機関等に義務づけられるものではないことを明示された。
- (5) 独立行政法人福祉医療機構による貸付申込期間について、平成24年3月31日までに限り延長された。

## Ⅱ 受取代理制度について

基本的には、平成18年から実施を推奨していた受取代理制度に沿った制度とする。

従前の受取代理制度からの主な変更点

- (1) すべての保険者において対応。
- (2) 対象者について、従来は、出産予定日から1か月以内の者としていたが、これを2か月以内の者とする。
- (3) 年間分娩取扱件数100件以下の診療所、助産所や、正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所、助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、厚生労働省に届け出るものとする。
- (4) 被保険者等の利便性を図るため、申請書等について、統一の様式を定める。
- (5) 救急搬送の場合など、急遽出産予定の医療機関等から変更があった場合の手続きを定める。

なお、平成23年4月の出産から適用するが、申請手続き等については、平成23年3月から可能とする。

以上が主な変更点です。